

令和元年度第6回伊予市行政評価委員会 会議録

日 時：令和元年10月2日（水）18時30分～20時45分

場 所：伊予市庁4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員長、西田和真副委員長、倉澤生雄委員、小倉揮代委員、篠崎加代委員、木本敦委員

事務局：未来づくり戦略室（空岡・岡井・向井）

傍聴者：2人

1 開会

会議の成立及び傍聴者が2人であることを確認した。

2 議事

（1）第5回会議録の確認

第5回委員会では、農業振興課所管の「戸別所得補償制度推進事業」を含む6つの事業を審議した。

会議録については、各委員において発言内容等に誤りがないか確認を行った後、伊予市ホームページへ記載する。

（2）行政評価（外部評価）

評価対象事務事業シートに基づき担当課から概要説明を行う。その後、担当部長から事業の総括を行う。

No. 22	がけ崩れ防災対策事業（土木管理課）	2
No. 23	急傾斜地崩壊対策事業（土木管理課）	6
No. 24	特産品センター管理運営事業（経済雇用戦略課）	9
No. 25	遊栗館管理運営事業（経済雇用戦略課）	13
No. 26	小学校空気調和設備設置事業（学校教育課）	17
No. 27	中学校空気調和設備設置事業（学校教育課）	17

※No. 26、No. 27は、関連、類似事業であることから一括審議とする。

（3）次回の委員会日程

第7回委員会は10月16日（水）18時30分～

第8回委員会は令和2年1月若しくは2月に開催予定

（4）その他

3 閉会

No. 22 がけ崩れ防災対策事業（農業振興課）

総合計画：快適空間都市の創造―安らぎのある住環境

大規模地震や台風といった自然災害に備えた住宅の安全確保対策を実施する。

対 象：愛媛県補助金交付要綱に該当する高さ 5 m 以上、傾斜30度以上の自然がけ

目 的：がけ崩れによる災害防止を図り、住民の生命、財産、安全を確保する。

内 容：住宅背後の自然がけ部分にコンクリート擁壁等を施工する。

予算・決算：補正30,000千円、翌年度繰越23,000千円

人 件 費：0.40人工

（土木管理課）

この事業は、快適空間都市の創造、安らぎのある住環境づくりに位置し、大規模地震や台風といった自然災害に備えた住宅の安全確保対策に寄与する役割を担っている。事業対象は、高さ 5 m 以上、傾斜30° 以上の自然崖を有する住宅で、崖崩れによる災害防止を図り、住民の生命、財産、安全を確保することを目的にしている。具体的には、住宅背後の自然崖部分にコンクリート擁壁等の施工である。

直接事業費は、予算30,000千円に対し決算額 0 円で、翌年度への繰越23,000千円で、事業を行うに当たっては、0.4人工の人件費がかかっている。

成果指標は、事業実施の前年度に地元要望をとり、要望件数を目標として実施件数と比較している。平成30年度は、目標 4 件に対し、実績は 0 件である。これは、愛媛県へ当初 2 件申請し、追加で 7 月豪雨災害で被災した 2 件を要望していたところ、平成30年10月24日に 2 件、平成31年 2 月 1 日に 2 件の内示があり、それを受け、平成31年 3 月に工事入札を行ったが、4 件のうち 3 件が入札不調となるなど、事業者の労働者不足等の理由により、4 件全てを繰り越したためである。

自己判定は、妥当性及び有効性について、市の管理の妥当性や今後成果の向上が期待できることから、評価を A とし、一方の効率性は B としている。近年は、台風などの集中豪雨により、土砂災害が頻繁に発生しているため、防災・減災予算は比較的採択されやすい状況にあり、要望額に対しての採択率はほぼ100%であるが、この事業は個人の生命、財産を守る事業であるため、地元負担金が必要となる。そのため、概算工事費を算出した時点で住民が辞退する場合がある。所属長の判定は、妥当性、有効性、効率性共に A であり、事業の方向性を継続としている。二次判定は一次判定結果のとおり事業継続と判断している。

(委員)

対象の4件は、県から工事が必要だと指示があったものか。

(土木管理課)

基本的に全て地元からの要望である。その要望に基づき、愛媛県へ申請し、採択の後、工事となる。

(委員)

この工事により、安心して住める保障はあるのか。現場写真を見るかぎり、余りにも危険な感じがする。ここに住んでいる方は、住み慣れたところからなかなか離れにくいだろうが、移転等の協議も必要ではないかと感じた。

(土木管理課)

本事業はハード対策事業である。土砂崩れ、倒木等に対し、擁壁、防護柵の設置等を実施するものである。しかし、土砂災害対策にはハード対策事業以外にソフト事業があり、土砂災害防止法に基づく危険区域指定、この指定に基づき、情報提供と啓発を行っている。その中で、積極的に住民説明会を開催しているが、対象住民の出席率は20%弱程度である。災害に対する関心がまだまだ低い状況であることから、ハード対策事業とあわせ、ソフト事業もしっかりやっていかなくてはいけないと感じている。

(委員)

要望したが地元負担金の関係で進まないこともあるとのことだが、地元負担率はどうなっているのか。

(土木管理課)

毎年要望をしている通常事業であれば、工事費の16%、平成30年7月豪雨災害に係る要望は、平成30年度限定で工事費の10%である。

(委員)

これからも住み続けると考えればハード整備の必要性は理解できるだろうが、負担が10%、16%となると、なかなか難しいという判断をされるのもよく分かる。

他県の事例として、負担がない事業もあったが、愛媛県ではないのか。

(土木管理課)

この後説明する急傾斜地崩壊対策事業では、県事業で自己負担が必要ない事業である。事業によっては負担のないものもある。

(委員)

難しい問題だと感じる。

(委員)

私もがけ崩れに遭遇したことがあるが、やはり住民の意識だと思う。説明をいただいたが、ハード面だけでなく、自分の命は自分で守るという観点に立ち、その上

で、災害対策を行う必要があると思う。被害に遭った当時、宿舍に住んでおり、予兆があったにもかかわらず、予算の都合で改修ができていなかった。救助してくれた方から、よくこんなところに住んでいますねと言われた記憶がある。やはり、個人が常に状況を把握しておき、避難を念頭に考えておく必要があると思う。財政には限りがあるため、住民への周知を徹底し、自分のこととして考えてもらえるように事業推進を図っていただきたい。

(委員)

写真を見ると、危険な場所だと認識できる。事業が進まないという状況は困った状態だ。今回の要望で4件が対象ということだが、市では、これ以外に危険箇所を把握しているのか。

(土木管理課)

危険の周知、避難、警戒避難体制の整備を急ぐところが市内212箇所、土砂災害特別警戒区域が市内に102箇所ある。このことを地域説明会で周知すると、住民は、そのように言われると、子どもと一緒に遊んでくれないだとか、土地が売れなくなる、危険をあおるな、など、そのような意見が多数寄せられる。我々としても、まずは、命を大切にしていきたいとの思いから一生懸命に説明するが、理解が得られないところがあり、難しい問題だと認識している。

(委員)

とても苦勞が分かる説明である。本当に大変だと思う。これは直ぐにということではないが、考え方として、自治体が住んではいけない危険なエリアとしてゾーニングも考えなくてはいけないのではないかと思います。

それと、入札不調に関して何か打開策はないものなのか。

(土木管理課)

7月豪雨災害がなければ、業者も請け負ってもらえると思うが、やはり災害復旧が優先され、こちらまでなかなか手が回らない状況である。ただ、そうは言っても、できるだけ早く着工できるよう手を尽くしているところである。実態として、この業種は人手不足が叫ばれており、市内の事業者も減ってきている現状である。この20年で14社が廃業している状況だ。国においても、建設業の育成を進めるということであるので、我々としても期待しているところである。

(委員)

まさに、日本の縮図のような状況が、様々なところで顕在化してきている。本当に苦勞されている様子が分かる。

(委員)

市外の事業者はどうか。

(土木管理課)

今回の災害は、県下全域で被害が出ており、地元優先で事業者も仕事をしている状況である。

(委員長)

私も気になったのは、入札不調の件である。先程、委員指摘の市外の業者に当たっても入札不調になるということだが。

(土木管理課)

市内事業者による入札不調が発生した場合は、市外事業者へも依頼することがあるが、なかなか契約に至らないのが現状である。できれば、危険なところは、転居を考えていただくほうがいいと思うが、住んでいる方にとっては、住めば都である。生まれ育ったところに住み続けたいという気持ちも大事にしたい。しかし、命の安全を考えれば転居を考えていただきたいとも思う。難しいところだ。

(委員長)

住民説明会の参加率はコンスタントに20%弱なのか。

(土木管理課)

概ね20%弱である。

(委員長)

参加率は少なくとも、何かあれば、行政は何をやっているのかと言われるのだろう。

(土木管理課)

参加しなかった方（世帯）には、後日必ず説明資料を郵送で送らせてもらっている。

(委員長)

加えて、広報委員から丹念に説明していただくほうが、住民は理解しやすいかもしれない。様々な手法を考える余地はあるだろう。

(産業経済部長)

伊予市も急傾斜地が非常に多い。急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所の3つの分類、540箇所余りある。合併前の昭和48年から170箇所で事業を実施している。住民は、住み慣れたところからなかなか離れられないということがあるが、まずは、自分たちが住んでいるところがどういう場所であるか、そして、気象情報等に注視してもらい、速やかな対応をしていただくことが大変重要であると考えている。また、予定している事業については、一日でも早く完成を目指していきたいと考えている。

No. 23 急傾斜地崩壊対策事業（土木管理課）

総合計画：快適空間都市の創造—安らぎのある住環境づくり

大規模地震や台風といった自然災害に備えた住宅の安全確保対策を実施する。

対 象：斜面の高さが5m以上、勾配が30° 以上であり、被害想定区域内に5戸以上の住宅があること。

目 的：人家に隣接する急傾斜地の崩壊を未然に防ぎ、住民の生命・財産を守る。

内 容：人家に隣接する急傾斜地に、擁壁や防護柵、それに附帯する水路などの整備を行う。

予算・決算：当初14,800千円、翌年度繰越13,000千円、決算252千円

人 件 費：0.15人工

（土木管理課）

この事業は、快適空間都市の創造、安らぎのある住環境づくりに位置し、大規模地震や台風といった自然災害に備えた住宅の安全確保対策に寄与する役割を担っている。事業対象は、斜面の高さが5m以上、また、勾配は30度以上、被害想定区域内に5戸以上の住宅がある地域であり、人家に隣接する急傾斜地の崩壊を事前に防ぎ、住民の生命、財産を守ることを目的としている。具体的には、人家に隣接する急傾斜地にコンクリート擁壁や防護柵、それに附帯する水路などを整備することである。

直接事業費は、予算14,800千円に対し決算252千円で、翌年度へ13,000千円を繰り越している。決算の内訳は、愛媛県が実施した中山A地区急傾斜地崩壊対策工事の事業費の1.8%に当たる金額を負担金として252千円支出している。事業を行うに当たって、0.15人工の人件費がかかっている。成果指標は、全体事業費に対する実施金額を指標としている。平成30年度は、排水路整備工事を実施する計画であったが、入札不調となり、工事請負費13,000千円を次年度に繰り越したため、実施率が低くなっている。

自己判定は、妥当性、有効性、効率性について、市の管理の妥当性や今後成果の向上が期待できることから、判定をAとしている。所属長の判断も、妥当性、有効性、効率性共にA判定であり、事業の方向性を継続としている。二次判定は一次判定結果のとおり事業継続と判断している。

（委員）

専門的なことは分からないが、必要な事業であることは理解できた。7月豪雨災害の関係で、発注が難しい状況であるとのことだが、最近は災害が多いと感じてお

り、今後も発注者としては非常に大変だと思う。

(委員)

先程の事業と同様に、苦労している様子が理解できた。本事業の実施箇所を見ると、道路に近い。こんなすぐ近くに急傾斜地があるのかと驚いた。いずれにしても、事業者がなかなか決まらない中であるため、重要な事業であるが、大変であると思う。

(委員)

建前で言うと、自然災害は待ってくれないので、発注に手を尽くしていただきたいが、そうはいかない理由も理解できる。全体として、予算も厳しい中、今後はコンパクトシティとして、中心部に集約を図るということもあるが、一方で、住み慣れたところに住み続けたいという希望もある。なかなか難しい問題で、担当課の苦労がよく分かる。

(委員)

この図面で示されたところが、空き地になっているが、現在も空き地のままか。

(土木管理課)

空き地である。

(委員)

元々は民家があったのか。

(土木管理課)

民家があったが、取り壊して工事用道路としたところである。

(委員)

せっかく整備したのに、危険だから住民が出て行ったら、無駄になると思ったが、それは誤解であった。ただ、先程の事業の同様に、住む人がいるから税金を使うが、次の世代は、そこから出て行くケースが多々あるのではないかと。限られた財源の中で、難しい問題だと思うのと、そこに暮らしている人に、手を差し伸べるのが行政であるということで、結論を出し切れないということだろう。本当に難しい問題で苦労されていると思う。しかし、正論で言うと、恐らくコンパクトシティで集約を図ることが正解だと思うので、転居していただくような流れに、世の中が変わっていく必要があると思う。

(委員)

今回の急傾斜地の工事は、自己負担はないのか。

(土木管理課)

本事業は、事業費に対する地元負担金は必要ないが、用地等、補償物件については、全て寄付していただくこととなっている。

(委員)

やはりこの事業も事業者が見つからないということか。

(土木管理課)

本事業は、県実施と市実施の部分がある。県実施の危険箇所の工事については、契約ができており、順調に事業が進捗している状況である。

(委員)

県が実施する場合は、事業者も見つかるのか。

(土木管理課)

本件の県実施工事は、豪雨災害前に契約ができていたものである。概ね、県と市の指名業者は重なっており、県だから優先というわけではない。事業者も受注してしまうと、当然、期間内の履行義務が発生するため慎重になっているところはあるようだ。

(委員長)

災害復旧を優先するため、緊急性のないものは必然的に後回しになってしまう。所属長の課題認識に、工種を分割するなど受注しやすい方法を検討するとあるが、具体的にはどのようなものか。

(土木管理課)

入札不調になった際、事業者に応じられない理由について聞き取りを実施した。すると、規模が大きすぎるということであった。小さければ、期間内に履行できるが、この規模では、期間内の履行が難しいということだ。このことから、今回、工事を分割し、入札を実施したところ、応札があった次第である。

(産業経済部長)

少し、評価シート等、資料が分かりにくい部分もあったかもしれない。本事業において、愛媛県と伊予市の負担する部分も変化してきているというのが実状である。本事業の負担金については、市が県へ納める負担金であり、先程の事業の負担金とは違うところである。いずれにしても、生命、財産を守る事業であるため、今後もしっかりと取り組んでまいりたい。

No. 24 特産品センター管理運営事業（経済雇用戦略課）

総合計画：産業振興都市の創造－賑わいのある観光振興

賑わいのある観光振興のため、特産品の製造、宣伝販売を行う。

対 象：市民及び市外観光客

目 的：特産品の製造、展示及び宣伝販売を行うことを目的とする。

内 容：指定管理の下、特産品センターの維持管理及び利用許可。特産品の製造展示及び宣伝販売等を行う。

予算・決算：当初4,148千円、決算3,788千円

人 件 費：0.01人工

（経済雇用戦略課）

この事業は、総合計画における産業振興都市の創造、更には賑わいのある観光の振興に位置づけられている。事業対象は市民及び市外観光客であり、地域の特産品の製造、展示及び宣伝販売を行うことを目的としている。

この施設は、JR伊予中山駅に隣接しており、合掌づくり風の木造2階建ての建物である。また、中山栗、椎茸、蕎麦など地域特産品を中心としたお土産物等の販売を行っており、栗の収穫時期には多くの来訪者で賑わっている。

施設の概要は、昭和60年度の農林水産省国庫補助事業を活用し、地域の玄関口である伊予中山駅の隣接箇所に、中山地域へ来られた方々をおもてなしするための施設として整備したもので、翌61年度に供用開始をしている。国庫補助の適正化法における耐用年数は平成24年であることから、既に耐用年数を経過していることは確認済みである。直近の管理状況に関し、平成28年4月から令和3年3月までの5年間、指定管理者である株式会社プロシーズに任せており、主に地域内の特産品の販売や農産物、農産品等の直売を行っている。条例上定められた機能として、特産品展示販売コーナー、これはお土産物の販売部門である。それと、特産品飲食コーナーは、当初地元食材を活用した食堂を運営していたものの、施設の老朽化や高速道路の開通等による利用者の急速な減少等により、数年前から休業している状況である。

直接事業費は、予算4,148千円に対し、決算3,788千円である。決算の多くの割合を占めるのが指定管理料であり、3,748千円と、全体の98.9%を占めている。この指定管理料の内訳は、施設の運営マネジャーの賃金相当額のほか、公衆トイレの清掃管理費用、電気代、水道代の基本料金部分等である。この施設は、指定管理者による営業収入が期待できる施設であるという観点から、水道代及び電気代等の重量加算部分、施設マネジャー以外に雇用する従業員の賃金等は、営業利益の中から指定管理者が負担するものという考え方で管理料積算をしている。また、消耗品として

別に40千円支出しているが、これは市が指定管理者に貸し出しているAEDのパッド交換費である。

事業を行うに当たっての直接人工数は、0.01人工の人件費がかかっている。具体的には、市営管理者の連絡調整、また契約、各種経費の支払い、修繕等の業務である。

成果指標は、事業の目的を達成するため、店舗の販売額を掲げている。平成30年度は、近隣に位置する類似施設クラフトの里を道の駅とするための改修工事を実施しており、当該施設が一部機能を残し長期休館していたことから、特産品センター単体としては、一昨年と比較し大幅な売上増となっている。しかし、これは道の駅なかやまの改修工事中という理由により、一時的な特需によるものと認識しているところだ。

自己判定は、妥当性をB判定としているほか、有効性、効率性は共にC判定としている。これは、前述のとおり昨年度クラフトの里が大規模改修により、道の駅なかやまとしてリニューアルオープンしたことを受け、類似施設を整理統合していく必要を認識していることに加え、供用開始後30年以上が経過したことから、施設全体が老朽化しており、今後継続的な運用をしていくためには、更なる大規模修繕を伴うことが予想されること。更に、この施設は、旧中山町が当時の国鉄に請願し、伊予中山駅を誘致した際に、鉄道による町外からの来訪者を迎える町の玄関口として整備したものの、モータリーゼーションの進展により、鉄道による来町者数は激減しており、令和2年3月に中山スマートインターチェンジが開通することにより、玄関口としての機能、そして位置づけが、道の駅なかやまに完全に移行してしまうことから、特産品センターについては設置当初の役割を既に終えたものと判断しているところである。

二次判定は、一次判定結果のとおり事業縮小し、行政評価委員会に諮ることとしている。

(委員)

事業活動の実績に販売額が72,755千円と記載されているが、内訳はどうなっているのか。

(経済雇用戦略課)

店舗販売額のほか、栗の通信販売も実施しており、その栗の売上げも計上されている。

(委員)

販売額の大きさに驚いた。

(経済雇用戦略課)

平成29年度は約50,000千円程度であったが、先程説明したとおり、クラフトの里

が休業していたことによる売上げ増と見ている。

(委員)

栗の通信販売による売上げの割合が大きいなら、施設は縮小してもいいと思う。すごく淋しいイメージがあり、どんな方が訪れるのだろうという思いがあった。

(委員)

私も淋しいという感想を持っており、今の判断のとおり、廃止されるほうがいいと思っている。指定管理期間がまだ残っているようだが、どうされるのか。事業者の都合もあると思うが、方向性が決まっているのであれば、早めに閉じて、事業者のロスも少なく済むようなやり方について検討されるといいと思う。

(経済雇用戦略課)

この後、評価いただく遊栗館がまさにその状況である。指定管理期間ではあるが、検証後、続けるべきではないという判断に至った場合には、期間中であっても廃止も可能であると考えている。今後、指定管理者からそのような申し出があった場合には、検証を行い、同じ指定管理者が管理するクラフトの里と機能統合等を含め、今後も検討を進めてまいりたい。

(委員)

実際に施設に行ったことがあるが、この状況で、この売上げがあるということは、栗の通信販売がかなりのウェートを占めているのだと思う。中山高校も廃校となり、J R 中山駅の乗降者はかなり少ない状況であって、この施設の役割はもう終わったのではないかと思う。市では、道の駅を整備していて、お金は出しにくいだろうが、J A 併設で、大きな産直市を作ったらどうだろう。やはり、民間の力を活用し、産直市を整備すれば、道の駅との相乗効果も得られるのではないかと思う。

(委員)

この施設は、J R の駅に隣接していることが唯一の強みだと思っていたが、ほとんど乗降客もいないのであれば、粛々と廃止に向けて進めていけばいいと思う。

(委員)

クラフトの里と指定管理者が同じということであれば、閉鎖はそれほど難しくないのではないか。昨年、娘が J R を利用し中山へ遊びに行ったことがあったので、様子を聞いてみたが、印象に残っていないようだった。そのような状況であれば、閉鎖が妥当だと感じた。

(委員長)

栗の通信販売が売上げのウェートを占めているとのことであったが、それを含め、事業をシフトしたほうがいいだろう。指定管理期間中であっても、積極的に閉鎖に向けて検討しようという問いかけは、指定管理者へ続けていけばいいのではないか。儲けようという人たちが指定管理者になっているとは限らないので、微妙な

兼ね合いがあり難しいところだとは思う。また、モータリゼーションの変化で人が立ち寄りなくなったのであれば、根本的に存在理由を考え直したほうがいいと前々から考えていた。要するに割りが合わないということを共通認識にしまえば、閉鎖は難しくないのではないだろうか。

（産業経済部長）

この施設が出来た当時、国道56号の交通台数が約15千台であった。しかしながら、平成27年の調査では6.4千台と10千台近く減っている。J R 中山駅では、平成17年の1日平均の乗降者517人で、平成28年では221人と6割近く減少している。これが現状である。我々としても、指定管理期間が終わったら、売却も視野に入れ、検討しているところである。

No. 25 遊栗館管理運営事業（経済雇用戦略課）

総合計画：産業振興都市の創造－賑わいのある観光の振興

賑わいのある観光振興のため、特産品の開発研究等を行い、都市住民との交流を図る。

対 象：市民及び都市住民

目 的：地域資源を積極的に活用し、農山村特有の食文化の創造及び特産品の開発研究、展示販売等を行うことにより都市住民との交流を促進し、市の活性化に資する。

内 容：指定管理の下、施設の維持管理及び利用許可を行う。地域資源を活用した食文化の創造、特産品の開発研究、展示販売を行う。

予算・決算：当初3,964千円、決算3,799千円

人 件 費：0.01人工

（経済雇用戦略課）

この事業は、総合計画において産業振興都市の創造、賑わいのある観光の振興に位置づけられている。事業対象は、市民及び都市住民であり、地域資源を積極的に活用し、農山村特有の食文化の創造及び特産品の研究開発、展示販売等を行うことにより、都市住民との交流を促進し、市の活性化に資することを目的としている。

遊栗館は、J R伊予中山駅から約2キロ内子方面に向かったところにある施設で、隣接した中山川の河川敷と公園前には多くの桜の木が植えられており、春には、大勢の花見客が訪れるほか、かつては地元食材等を使ったバイキングランチを提供していたことから、地元中山町内はもとより、近隣の市町から多くの方に利用されていた。

施設の概要は、平成4年度及び5年度の農林水産省の国庫補助事業を活用して整備されたもので、当時旧中山町が進めていた農業をテーマとしたリゾート開発プロジェクトであるアグリトピア構想を推進するため、隣接する花の森ホテルやフラワーハウスとともに栗の里公園の一翼を担う中核施設として設置されたものである。

先ほどの特産品センターと同じく、国庫補助の適正化法における耐用年数は24年であり、先般愛媛県にて、期間を満了していることを確認している。施設の特徴としては、郷土料理等試食コーナー、特産品開発加工コーナー、特産品展示販売コーナーがあり、直近の管理状況としては、平成29年4月から令和4年3月までの5年間、指定管理者として山陽物産株式会社に委託している。

このうち、郷土料理等試食コーナーは、松山市内に拠点を置く事業者がテナント入居し、長年地域内の食材を活用したランチバイキングを提供していたが、近年集客及び収益が伸び悩んでおり、平成30年7月末をもって退店するに至っている。その

後、指定管理者の直営で、うどん定食を提供するなど、試行錯誤の中、管理運営を行ってきたが、本年7月末をもって事実上の休館となった。

特産品開発加工コーナーは、特産品である中山栗を活用したお菓子等の開発や加工するために設置された機能であり、現在は、地元の和菓子店が、指定管理者と賃貸借契約を締結し、お菓子の製造を行っている。その他、特産品展示販売コーナーでは、館内で製造した菓子類や民芸品の展示販売を行っていたが、機能していない状況である。

直接事業費は、予算3,964千円に対し、決算3,799千円である。決算の大半を指定管理料が占めている。この指定管理料の内訳としては、施設の運営マネージャーの賃金相当額のほか、電話代、電気代、水道代の基本料金部分及び夜間における警備の委託料である。その他の支出としては、老朽化により倒壊の危険性があつた進入道路の解体撤去費として205千円、AEDパッド購入費30千円である。事業を行うに当たっての人工数は0.01人工の人件費がかかっており、指定管理者との連絡調整や契約、各種経費の支払い、修繕等の業務を行っている。

成果指標は、売上金額及び利用者人数としている。利用者人数は、平成30年度は、平成29年度と比較し、わずか59.4%、売上金額も年間2,000千円程度と、民間の飲食店であれば、全く維持できない状況にまで落ち込んでいる。

自己判定は妥当性をB判定、有効性、効率性は共にC判定としている。これは、既に飲食店として維持できる状態にないこと、採算性を追求しない、地域活性化の施設と割り切って考えたとしても、目的を達成するだけの利用者数が期待できないためである。この施設は、開館当時から旧中山町の時代には数千万円単位の財政的援助をしてきたにも関わらず、一度も単独決算において黒字化したことがなく、平成17年の市町合併時点で既に厳しい経営状況であった。少子・高齢化、過疎化等により、地元の利用者が減少していることをはじめ、様々な要因が重なり、市役所内部、また、指定管理者においても経営改善は絶望的であると認識しているところだ。

今後は、行政評価結果等を踏まえた上で、地域住民、市議会議員への説明責任を果たしながら、閉館に向けた手続を粛々と進めてまいりたいと考えている。

(委員)

担当課説明のとおり、閉鎖が妥当だと思う。ここまで一生懸命運営をされたと思うが、仕方がないだろう。

(委員)

以前から、この施設は早く廃止したほうが良いと思っていた。自己判定及び一次判定の妥当性がB判定であるが、もっと低い判定でも良いのではないかと思った。

(委員)

中山地域にある施設は概ね行ったことがあるが、入口に繋がる橋が国道56号のカーブの途中にあり、非常に入りにくく、この施設だけは一度も行っていない。今まで一度も黒字化していないのであれば、廃止はやむを得ないと思う。

(委員)

二次判定が廃止ではなく、縮小という判断であるが、それについてはいかがか。

(経済雇用戦略課)

すぐに廃止という方向性で進めたいが、現状としては、多くの手続きを残しており、縮小という表現をさせていただいたものだ。

(委員)

承知した。いずれにしても、この施設は廃止し、リニューアルしたクラフトの里に注力するのが妥当だと思う。

(委員)

遊栗館がなくなれば、周辺の桜の管理はどうするのか。

また、先程の事業と関連するが、大規模な産直市場ができないかと思った。先日、全国の産直市場ランキングで10位までに3つ愛媛県内の施設がランクインしていると聞いた。需要はあると思うので、周辺施設を含め、整備すればどうかと思う。

(経済雇用戦略課)

この施設が廃止されても、直ちに解体するということではなく、活用を含め検討をしながら管理をしていくつもりだ。桜やツツジを含め、そのロケーションを活かすこともしっかりと検討していきたい。

(委員長)

指定管理期間が前倒しで終わることも想定しておいたほうがいだろう。しかし、施設を直ぐ解体することにはならない。行政財産から普通財産に移行させ、地域住民がこの施設の維持管理したいのであれば、その意向に沿うのも一つだろう。廃止というと後ろ向きに聞こえるが、建物は残すことを前提で、地域住民の理解や精神的な拠り所となってきた部分を大切に、ソフトランディングを考えるべきだろう。一度も黒字化していないのに、ここまで存続しているというのは、行政だからできたことだろう。赤字でも、施設があること自体が大事だという住民感情を汲んで現在があると思うので、そのあたりも踏まえ、ソフトランディングに注力したほうがよいと思う。

(産業経済部長)

先程の特産品センターと同様であるが、国道56号の交通量が減少している中で、今後、中山スマートICの開通がどのように好影響を与えてくれるか、更には、入口の橋も25年が経過し、今後の維持管理等も踏まえ、総合的な判断をし、活用方法

についても、新しい観点から見出していきたいと考えている。

No. 26 小学校空気調和設備設置事業（学校教育課）

No. 27 中学校空気調和設備設置事業（学校教育課）

以上2つの事業は、関連、類似事業であることから、一括審議とする。

No. 26 小学校空気調和設備設置事業（学校教育課）

総合計画：生涯教育都市の創造－学校教育環境の整備・充実

対 象：市内小学校

目 的：伊予市内の市立小学校に空気調和設備を設置することにより、平成30年度の災害とも言える猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子どもたちの安全と健康を守るため、熱中症対策として空気調和設備を整備する。

内 容：設置教室数：小学校9校153教室 事業方式：本事業を実施する業者が空気調和設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行うDBO（Design-Build-Operate）方式とする。

予算・決算：補正430,760千円、決算60千円、翌年度繰越430,700千円

人 件 費：0.50人工

No. 27 中学校空気調和設備設置事業（学校教育課）

総合計画：生涯教育都市の創造－学校教育環境の整備・充実

対 象：市内中学校

目 的：伊予市内の市立中学校に空気調和設備を設置することにより、平成30年度の災害とも言える猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子どもたちの安全と健康を守るため、熱中症対策として空気調和設備を整備する。

内 容：設置教室数：中学校4校72教室 事業方式：本事業を実施する業者が空気調和設備の設計業務、施工業務、工事監理業務を行った後、速やかに市に引渡し、事業期間を通じて事業者が維持管理業務を行うDBO（Design-Build-Operate）方式とする。

予算・決算：補正212,100千円、翌年度繰越212,100千円

人 件 費：0.50人工

（学校教育課）

小学校空気調和設備設置事業及び中学校空気調和設備設置事業について、一括して説明する。

この事業は、生涯教育都市の創造に位置し、学校教育環境の整備充実の役割を担っている。事業対象は、市内小学校及び中学校であり、市内の市立小学校及び中学校に空気調和設備を設置することにより、平成30年度の災害とも言える猛暑に起因する健康被害の発生状況等を踏まえ、早期に子どもたちの安全と健康を守るための熱中症対策を目的としている。

実施に当たり、小学校9校153室、中学校4校72室を対象とし、空気調和設備の設計業務、施工業務、工事監理業務の実施、引き渡し後、令和12年3月31日まで事業者が維持管理を行うDBO方式を採用している。

直接事業費は、小学校空気調和設備設置事業は補正予算430,760千円に対し、決算60千円、翌年度繰越額430,700千円。中学校空気調和設備設置事業は補正予算212,100千円、翌年度繰越額を同額としている。決算額の内訳は、学識経験者の事前、事後における意見聴取に対する謝礼の報償費60千円である。事業を行うに当たり、両事業ともそれぞれ0.5人工の人件費がかかっている。

成果指標には契約及び設置完了学校数を掲げている。結果は、平成30年度中に契約を完了、今年度に繰り越し、現在施工中であり、年度内の完了目指している。

自己判定は、子供の熱中症対策に有効であるという観点から、事業の有効性が顕著であり、評価を妥当性S判定、有効性A判定、効率性A判定としている。設計、施工、工事を分離して発注すると1年以内の完了が難しいところを、DBO方式の採用により、工事の早期完了が見込めることや、維持管理経費が初年度から把握でき、10年後まで空調性能を確保できたことを反映している。

所属長の判定はA判定であり事業継続としている。猛暑対策として学校や地域からの要請の強い事業であることから、確実な実施を求められている。

二次判定において、総合計画の基本政策を推進するに当たり、特に重要な事業であるとの判断から、外部評価案件となった。

(委員)

DBO方式についてももう少し具体的に説明をお願いしたい。

(学校教育課)

これまでの手法であれば、まず設計のみを発注し、成果品である設計に基づき、工事や維持管理をそれぞれ発注する必要があるが、DBO方式というのは、設計、工事、維持管理を一括して発注する手法で、維持管理の低減、平準化を図ることができ、経済性に優れているほか、維持管理までを含めた設計ができるなど、最適な施設計画が可能と言われている。

(委員)

全て同じ事業者が行うということか。

(学校教育課)

複数の企業体による提案方式を採用している。

(委員)

熱中症対策ということだが、熱中症の危険性は教室だけではないと思う。校庭等にも熱中症対策を講じる必要もあると思う。

(委員)

DBO方式について、一括で契約するということが、その事業体に万が一のことがあった場合は、どのようになるのか。

(学校教育課)

事業体を構成する企業に何かあった場合は、その他の構成企業が責任を持って実施する契約となっている。

(委員)

現在、存続している学校、教室に設置するわけだが、今後、人口減少社会において、学校の統廃合や必要がなくなる教室も出てくると考えられる。それについては、いかがお考えか。

(学校教育課)

この事業は、国の補助事業でもある。学校の統廃合等があっても、直ぐに廃棄はできない。

(委員)

中山地域では、現在、3歳児までの人口が3人しかいないという現状があるようだが、それを踏まえると、確実に10年後には必要がなくなるものが出てくる。それでも維持するという決断もあるかもしれないが、負の遺産を抱えるような気がする。

(学校教育課)

設備を学校間で移設するのは構わないということである。移設費用は持ち出しだが、必要数が少なくなった学校から、足りない学校へ移設というのも一つの策である。

(委員)

やらなければならない社会情勢かもしれないが、単純に全ての教室に設置するのではなく、今後の教室数や児童数の見込み等を十分に検討した上で実施すべきだと思った。

(委員)

平成30年が記録的な猛暑が本事業に繋がったということだが、令和元年度末の完了予定である。今年も猛暑であったが、小中学校で健康被害は起きたのか。

(学校教育課)

幸い、健康被害の報告は受けていない。

(委員)

DBO方式とのことであるが、事業者の募集に関し、何社の応募があったのか。

(学校教育課)

工事の施工方式はDBOであるが、公募型のプロポーザル方式を採用し、広く事業者を募集した。結果は1社のみの応募であった。

(委員)

DBO方式では、今後のランニングコストも見越して実施できるということで、非常に良い手法だと思う。今後もこの方式を積極的に取り入れていただきたいと思う。

(委員)

特例交付金であるとのことだが、これは1回のみと考えていいか。

(学校教育課)

お見込みのとおり。

(委員)

その場合、先程の10年間の維持管理経費はどのようなになっているのか。

(学校教育課)

特例交付金は設置工事のみが対象であるため、維持管理経費は市単独予算となる。

(委員)

では、交付金を財源とする事業自体は、設置が完了すれば、終わってしまうということである。今後の維持管理費は市が全額負担をすることになるため、そこも含め適切に実施していただきたい。

(委員)

暑いから夏休みがあると思っていたのだが、夏も快適に授業ができるようになるわけだから、夏休みがなくなったりするのか。

(学校教育課)

夏休みは今までどおりである。夏休み前後の猛暑日が多くなってきたことから、児童生徒の健康管理ということで導入を行うものである。

(委員)

違う観点だが、保護者としては夏休みがないほうが良い面がある。共働きが増えており、子どもの居場所問題や保護者の負担感が問題になっている。新学期前の子どもの自殺問題もある。学校が快適に過ごせるなら、夏休みがなくてもいいかと思った。

(委員長)

初期投資が高いか安いかわからないが、10年間のメンテナンス経費が

この金額程度であるなら、決して高くはないと思う。ＤＢＯ方式のメリットだろう。国が、補助金を交付してまで学校に空調設備を設置することは、致し方ない部分だろう。地球温暖化が叫ばれていても、そういう時代だと思って差し支えないと思う。

（教育委員会事務局長）

委員各位の意見を参考にし、年度内の完了を目指して適切に進行管理を行ってまいりたい。また、完成後の維持管理についても、請負事業者と綿密に協議をし、適切な執行に努めてまいりたい。